

子育て支援担当における窓口等業務 会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、子育て支援担当における窓口等業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、以下の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 面接試験

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。

- 2 翌年度同一の職務内容の職が引き続き設置される場合、選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、2回までは再度の任用ができるものとする。
- 3 会計年度任用職員は、その任用期間の満了により当然に退職する。

(業務)

第4条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 子育て支援担当窓口業務
- (2) 子育て支援に関する補助業務（児童手当、各種医療助成制度等）

(勤務条件)

第5条 会計年度任用職員の勤務条件は、次の各号のとおり定める。

- (1) 勤務日数
月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間
- (2) 勤務時間
午前9時00分～午後5時15分（うち休憩45分）

(実施細目)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、西成区長が定める。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。